

川崎市あんしん賃貸支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、神奈川県居住支援協議会が定める「あんしん賃貸支援事業実施要領」（以下「あんしん賃貸支援要領」という。）に基づくあんしん賃貸支援事業に参加し、川崎市居住支援制度と連携を図りながら、川崎市住宅基本条例第14条に基づき、高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯及び子育て世帯の民間賃貸住宅への入居機会の確保及び民間賃貸住宅における居住の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、あんしん賃貸支援要領に定めるところによる。

（市の役割）

第3条 市は、あんしん賃貸支援要領第5条の役割を担うこととする。

2 市は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) あんしん賃貸支援要領第13条の規定に基づく団体支部等の連絡調整等
- (2) あんしん賃貸支援要領第22条の規定に基づく支援団体の連絡調整等
- (3) あんしん賃貸支援要領第30条の規定に基づく支援サービス情報の提供等
- (4) あんしん賃貸支援要領第31条第2項の規定に基づく支援情報の登録手続き及び連絡調整等
- (5) あんしん賃貸支援要領第4条第1項の規定に基づく神奈川県居住支援協議会の取組み等の情報の提供及び連絡調整等
- (6) あんしん賃貸住宅に入居する事業対象者及びあんしん賃貸住宅の賃貸人に対する支援

（協力店及び団体支部等との連携）

第4条 あんしん賃貸支援要領第18条第2項の規定に基づく支援団体の同伴は、本要綱第6条第2項の規定に基づく協定において、支援団体が行う支援内容に含まれている場合に限る。

2 事業対象者又は賃貸人等が、市又は川崎市住宅供給公社（以下「公社」という。）若しくは支援団体の支援を受けようとする場合、支援に必要な事業対象者の情報を市又は公社若しくは支援団体に提供しなければならない。ただし、あんしん賃貸支援要領第33条第2項の規定に該当する個人情報を用いる場合は、個人情報利用の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。

（事業の委託）

第5条 市は、本事業について公社と協定を締結し、予算の範囲内で事務の全部又は一部を委託することができる。

(支援団体との連携)

第6条 あんしん貸貸支援要領第22条第2項の規定に基づく支援団体の登録は、原則として、川崎市居住支援制度要綱に基づき、支援に関する協定を締結した団体及び公社に限るものとする。

2 支援団体が行う支援内容は協定で定めるものとする。ただし、あんしん貸貸支援要領第22条第2項の規定に基づき、支援内容が不十分であると市が判断した場合は、市は登録を拒否することができる。

3 市及び公社は、本事業の推進にあたり、協定の範囲内で支援団体に指示及び助言を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成18年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。